

宿泊所について

● 宿泊所の目的

宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に基づく施設で、「生活困難者のために、無料、又は低額な使用料で居所の提供を行う」ことを目的としています。

現在は、り災等により住居に困窮した世帯に対して、速やかに入所の対応をする緊急一時保護事業を主に実施しています。

● 対象となる方

次の条件を満たしている世帯のうち、福祉事務所長が所を使用することが必要と認めた世帯が対象となります。

◇ 23区内に居住している世帯

◇ 収入が都営住宅の入居に際して定められた基準内である世帯

(ただし、り災等の緊急避難的な対応を必要とする世帯については、この限りではありません。)

◇ 住居に困窮していて、自力で住居を確保することが困難である世帯

なお、利用手続きにあたり、最寄りの福祉事務所との相談が必要です。

● 利用期間

原則として3か月以内（最長12か月）

● 居室

世帯の構成員数によって、1Rから3DKまでの広さの居室があります。

● 施設一覧（令和7年4月1日現在）

施設名	利用対象者	利用定員（世帯）	指定管理者
高浜荘(※)	—	—	—
千歳荘	家族・単身者	48（34）	(社福) 特別区社会福祉事業団
赤羽荘	家族	46（15）	(社福) 新栄会
綾瀬荘	家族	75（34）	(社福) 特別区社会福祉事業団

※ 高浜荘は改築工事のため平成29年12月末事業休止